

幌延町安全で安心な まちづくり推進条例

逐条解説

幌延町安全で安心なまちづくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第24条）

第1節 防災対策（第11条）

第2節 防犯対策（第12条—第18条）

第3節 児童等の安全の確保（第19条—第22条）

第4節 青少年の健全育成（第23条—第24条）

第3章 推進体制等（第25条—第29条）

附則

誰もが安全に安心して暮らせることは、町民すべての願いであり、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、人々が生活や社会経済活動をするうえで欠かすことのできない大切な基盤です。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識の希薄化、犯罪抑止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしております。

こうした状況は、本町においても例外ではなく、住居等へ侵入しての窃盗等の犯罪や交通事故、さらには迷惑行為による住民間のトラブル等が増加し、町民生活に不安が広がってきています。

このため、町民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、自助、共助、公助の精神で町、町民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が協働し、犯罪等地域の安全・安心を脅かす事案への取組を推進することが重要です。

ここに、私たちは、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、町民にとっても、本町を訪れる人にとっても、安全で安心なまちの実現を図ることを決意し、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例の制定に当たっての基本的な姿勢や考え方を明らかにするために、前文を設けています。

【解説】

前文は、「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」を制定する経緯と、町と町民等が協働して犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを宣言したものです。

幌延町の犯罪件数は特に増加傾向にはありませんが、車上荒し等の街頭犯罪に加え、全国的に子どもが被害者となる悲惨な事件や高齢者を狙った振り込め詐欺等が依然として後を絶たず、更に犯罪を抑止するために町民の防犯意識を高揚させ、地域における防犯体制を整備することが重要となっています。

また、町民のみならず幌延町を訪れる人々も安心して滞在できる環境づくりも重要なことから、幌延町全体が安全で安心して暮らせ、そして滞在できるまちを実現するため本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに関する基本理念を定め、並びに町、町民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、もって町民及び観光客等が安全で安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的について規定しています。

【解説】

町民が安全で安心して暮らし、さらには本町を訪れる観光客等も安全で安心して滞在することができる地域社会の実現を目指し、基本理念、町及び町民等の責務並びに安全で安心なまちづくりの推進に関する基本となる事項を定めるというこの条例の目的を定めています。

(位置づけ)

第2条 この条例は、幌延町まちづくり基本条例（平成20年条例第20号）第32条に規定する安全安心なまちづくりの推進に関し必要な事項を定める。

【趣旨】

この条例の位置づけについて規定しています。

【解説】

平成21年4月1日に施行された「幌延町まちづくり基本条例」第32条の規定に基づき、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項をこの条例で定めることとしています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 地域活動団体 町内会、自主防災組織、ボランティア団体その他の地域組織及びグループをいう。
- (3) 事業者等 町内において営利又は非営利を問わず事業活動を営む者並びに町内に所在する土地、建物等の所有者及び管理者をいう。
- (4) 関係行政機関 町の区域を管轄する警察署その他の行政機関をいう。
- (5) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

【趣旨】

この条例の中で用いられている用語が一般的に用いられている意味とは異なるため、その定義を規定しています。

【解説】

第1号

「町民」とは、町内に住んでいる人と、住んでいる場所が町外であっても、仕事や学校のために本町に通っている人も含みます。

第2号

「地域活動団体」とは、住んでいる地域を単位とした町内会、自分たちの地域は自分た

ちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する自主防災組織、目的を掲げて活動しているボランティア団体、その他防犯関係団体及びグループをいいます。

第3号

「事業者等」とは、町内において事業活動を行うすべての者並びに町内に所在する土地若しくは建物その他工作物を所有し、又は管理する者をいいます。

第4号

「関係行政機関」とは、町の区域を管轄する警察署、消防署その他町民の安全を確保するための施策を実施する行政機関をいいます。

第5号

「犯罪被害者等」とは、犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族をいいます。平成16年12月8日、犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務が明記されています。

(基本理念)

- 第4条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識を基本として、町、町民、地域活動団体、事業者等（以下「町等」という。）及び関係行政機関の適切な役割分担による協働により一体となって推進されなければならない。
- 2 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという連帯意識のもとに、町民、地域活動団体、事業者等（以下「町民等」という。）による自主的な活動により、お互いに守り支えあう地域社会が形成されるよう推進されなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、町等の適切な役割分担のもと、それぞれが連携・協力して効果的に推進されなければならない。
- 4 安全で安心なまちづくりは、被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者、女性等に配慮して推進されなければならない。
- 5 安全で安心なまちづくりは、本町を訪れる観光客等の安全の確保に配慮して推進されなければならない。

【趣旨】

安全で安心して暮らせる明るい地域社会の実現のためには、町と町民等が、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識をもって、どうすれば安全で安心なまちづくりができるかについて、考え、理解を深めながら、この条例で定めるそれぞれの責務を果たし、またそれぞれが連携して推進しなければならないことを基本理念として規定しています。

【解説】

第1項

安全で安心して暮らせる地域社会の実現という第1条の目的達成のため、町、町民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関はそれぞれの役割を果たすために連携・協力し一体となって推進することを定めています。

第2項

地域の安全は地域で守るという連帯意識のもと、町民、地域活動団体、事業者等はそれぞれができる範囲で自主的な防犯活動を行うことにより、身近な地域で犯罪が起きにくい生活環境をつくりあげていくことを定めています。

第3項

町、町民、地域活動団体、事業者等は安全で安心なまちづくりのため、それぞれの役割を認識し、連携・協力し合って推進することを定めています。

第4項

近年、全国的に幼い子どもが犯罪被害に遭う痛ましい事件が頻発し、子どもを犯罪から守ることが重要な課題となっています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺、催眠商法、悪徳商法等の知能犯罪被害が依然として後を絶たず、特に注意して犯罪弱者になりやすい町民を周囲が見守ることができる環境整備等が必要となっています。

子ども、高齢者、障がい者、女性等については、犯罪の被害者になりやすいことから、特に配慮して防犯対策を実施する必要性について定めています。

第5項

本町を訪れる観光客等が安心して滞在し活動することができるよう、安全の確保に配慮して推進しなければならないことを定めています。

(町の責務)

第5条 町は、前条に定める安全で安心なまちづくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民等と協働して、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、道及び関係行政機関との連絡調整を緊密に行わなければならない。

3 町は、被害を受けやすい子ども、高齢者、障がい者、女性等が犯罪や交通事故等にあっておかないよう配慮して安全で安心なまちづくりを推進しなければならない。

4 町は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。

5 町は、町民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりを推進できるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

【趣旨】

前条の基本理念に基づき、町が果たすべき責務を規定しています。

【解説】

第1項

町は、町民等と協働して第4条の基本理念に基づき安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進することを定めています。

総合的に推進とは、第10条の規定による基本計画で具体的に定めるものです。

第2項

安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するため、町は、道及び関係行政機関などとの連携を図りながら、有効な施策を推進することを定めています。

第3項

町は、子ども、高齢者、障がい者、女性等については、犯罪や交通事故等の被害者になりやすいことから、特に配慮して防犯対策等を実施することを定めています。

第4項

町は、ホームページや広報誌などを活用して、広報及び啓発活動を行うことを定めています。

第5項

町は、町民等が積極的に安全で安心なまちづくりが推進できるよう、町民への情報提供、アドバイス等を実施することを定めています。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、自助の理念に基づき、自らの安全は自らが守るよう努めるとともに、地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 町民は、この条例の目的を達成するため、町、地域活動団体及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第4条の基本理念に基づき、町民が果たすべき責務を規定しています。

【解説】

第1項

町民は、自らの安全は自ら守る意識を持ち、地域の一員としての自覚と役割を認識し、犯罪防止を人任せにすることなく、自主的な防犯活動を推進することを定めています。

第2項

町民は、日頃から防犯意識を持ち、犯罪被害に遭わないよう自衛策を講じて生活するとともに、町、地域活動団体、関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力し、あくまでも町民が主体となって防犯対策を行わなければならないことを定めています。

（地域活動団体の責務）

第7条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の安全は地域で守るという連帯意識を高めるとともに、相互に連携・協力して、安全で安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、この条例の目的を達成するため、町及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第4条の基本理念に基づき、地域活動団体が果たすべき責務を規定しています。

【解説】

第1項

町民等の連帯意識の高い地域には犯罪企画者が侵入しにくく、又、犯罪を敢行しにくいことを認識し、地域の安全は地域で守るという意識の下、地域活動団体は、隣近所との意思の疎通を図ることや地域での自主的な活動に参加・協力することを定めています。

第2項

地域活動団体は、自主的に安全で安心なまちづくりに関する活動に取り組むとともに、町及び関係行政機関が実施する施策に積極的に協力することを定めています。

（事業者等の責務）

第8条 事業者等は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、この条例の目的を達成するため、町及び関係行政機関が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、所有し、又は管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、事業活動を行う際は、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 事業者等は、従業員、職員等に対し、安全で安心なまちづくりのために必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとする。

【趣旨】

第4条の基本理念に基づき事業者等が果たすべき責務を規定しています。

【解説】

第1項

事業者も、地域社会の一員として、自分の身は自分で守るという意識を高め、従業員や顧客等が犯罪の被害に遭わないよう努めることと、町及び関係行政機関が取り組む安全で安心なまちづくりに関する諸施策の実施にあたり協力することなどを定めたものです。

第2項

「事業者等が所有し、又は管理する土地、建物及び工作物」とは、事務所、店舗、工場のほか、倉庫、物置なども含みます。

「必要な措置」とは、自らの安全確保のための措置をいい、

例としては

- ① 自分たちのまちは自分たちで守るとの意識を持ち、地域の自主防犯活動に参加、協力するなど自主的な活動を推進すること。
- ② 所有または管理する施設においては、事務所荒らしや金庫破り等の犯罪が発生しないような対策をとること。
- ③ 集金などの事業活動中、ひったくりや路上強盗等の犯罪に遭わないよう従業員に対する安全確保のための指導を行うこと。

第3項

「必要な知識」とは、犯罪による被害に遭わないための対策や防犯器具についての知識をいい、具体的には「鍵かけの必要性」、「万引き被害を防止するための陳列方法」、「最新の防犯器具や防犯用品の使用法」などが挙げられます。

(町と関係行政機関の連携・協力)

第9条 町及び関係行政機関は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するものとする。

2 町及び関係行政機関は、それぞれが実施する施策が円滑に推進されるよう、相互に連携・協力するものとする。

【趣旨】

第4条の基本理念に基づき、町及び関係機関の施策の実施について規定しています。

【解説】

第1項

町及び関係行政機関は、総合的かつ効果的に推進するために、必要に応じて連携・協力して安全で安心なまちづくりに関する施策を実施することを定めています。

第2項

町及び関係行政機関が、それぞれ安全で安心なまちづくりに関する施策を実施する場合には、連携・協力して実施することを定めています。

(基本計画の策定)

第10条 町長は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとし、また必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

2 町長は、前項の基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

【趣旨】

町等及び関係行政機関が連携して行う各種防犯施策の方針や具体的内容を定める基本計画の策定について規定しています。

【解説】

第1項

安全で安心なまちづくりが日々の活動の積み重ねにより推進されることから、基本計画を策定して総合的かつ計画的に実施する必要があるため、町長が計画を策定することとし、必要に応じて見直しを行うことを定めています。

第2項

基本計画を定めたとき、又は変更したときは公表することを定めています。

第2章 基本的施策

第1節 防災対策

(防災対策)

第11条 町は、町民等が災害等の発生に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、道その他防災会議関係機関と連携して、防災に関する知識の普及等防災意識の高揚を図るものとする。

2 町は、道その他防災会議関係機関と連携して、道路、河川、公園等の基盤施設の整備、学校その他公共施設の耐震化等の整備、建築物の所有者等に対する耐震化の指導等災害に強い安全なまちづくりを行うものとする。

【趣旨】

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定に基づき作成された幌延町地域防災計画に基づく施策を推進することにより、安全で安心なまちづくりの実現を目指すことを規定しています。

【解説】

第1項

町は、道その他防災会議関係機関と連携して、幌延町防災計画に基づく施策が推進されるよう、町民等に対して防災に関する知識の普及等に努めることを定めています。

「防災会議関係機関」とは、幌延町防災会議条例(昭和37年条例第31号)第3条第5項に掲げる機関をいう。

第2項

町は、道や防災会議関係機関と連携して道路、河川等の基盤整備、学校などの公共施設の耐震化等の整備、建築物所有者への耐震化の指導等により、災害に強い安全なまちづくりを行うことを定めています。

公共施設の耐震化等の整備及び建築物所有者への耐震化の指導等については「幌延町耐震化改修促進化計画(平成21年1月策定)による。

第2節 防犯対策

(防犯対策の推進)

第12条 町は、犯罪の発生を防止するため、町民等との相互連携の下、地域における防犯対策に必要な施策を計画的に推進するものとする。

2 町は、地域における防犯活動の強化を図るため、町民等に対し、地域安全に関する情報の提供、防犯活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

町民等の防犯意識の高揚により効果的な防犯施策の実施のため、第10条の規定に基づき策定される基本計画の推進について規定しています。

【解説】

第1項

町は、安全で安心なまちづくりを推進するため町民等と連携し、防犯対策に必要な施策を計画的に行うことを定めています。

第2項

町は、防犯活動強化のため、地域安全に関する情報の提供や助言等の必要な支援を行うことを定めています。なお、町は情報の提供にあたり、プライバシーに配慮しながら、より具体的かつ迅速に町民等に情報提供しなければなりません。

「必要な支援」とは、自主的な活動を行う団体に対する援助や警察による防犯に関する技能・技術面からの支援等をいう。

(自主防犯活動の促進)

第13条 町民等は、地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に取り組むものとする。

2 町民等は、犯罪の被害に遭わないために、自らの安全は自らが守るという防犯意識を高めるよう努めるものとする。

【趣旨】

町民等の協働による自主防犯活動について規定しています。

【解説】

第1項

地域が「地域の安全は地域で守る」という意識のもとで自主的な防犯活動などを協働して実施することを定めています。

第2項

犯罪に遭わないために、町民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という自主防犯意識の高揚に努めることを定めています。

(公共施設の整備)

第14条 町は、道路、公園、駐車・駐輪場、公衆便所等の公共施設の整備及び管理に当たっては、国が定める「安全・安心まちづくり推進要綱」(以下「推進要綱」という。)別紙1及び北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例(以下「道条例」という。)第20条に定める事項に配慮した構造、設備等とするよう努めるものとする。

【趣旨】

町が公共施設等を整備及び管理する上での基本的な指針について規定しています。

【解説】

道路や公園、駐車・駐輪場、その他すべての公共施設の整備及び管理する場合に、町は、国が定めた安全・安心まちづくり推進要綱別紙1「道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意点」及び北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第20条の規定に基づき策定する「道路、公園、駐車場及び駐輪場における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」に沿って整備等をするよう定めています。

(駐車場等の設置者等の努力義務)

第15条 駐車場及び駐輪場(以下「駐車場等」という。)を設置し、又は管理する者は前条の規定に基づき、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

犯罪防止のため、駐車場等を設置及び管理する者に対する義務を規定しています。

【解説】

町以外の者(法人、個人を問わず)が設置又は管理する駐車場等について、犯罪の防止に配慮した必要な措置を講ずるよう定めています。

「犯罪の防止に配慮した構造、設備等」とは、周囲からの見通しの確保や防犯灯、街路灯等の設置による明るさの確保などにより、死角を減らすことによる犯罪抑止効果を高めた構造や設備などをいう。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第16条 町は、推進要綱別紙2及び道条例第23条に定める事項に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

【趣旨】

防犯性の高い住宅に関する情報提供や助言などについて規定しています。

【解説】

住宅において、その構造や設備を改善することで、空き巣などの侵入窃盗などが抑止することができることから、町は、推進要綱別紙2「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び道条例第23条の規定に基づき策定する「住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」に定める事項に配慮した住宅の普及に努めることを定めています。

(住宅を建築しようとする者等の努力義務)

第17条 住宅を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者は、前条の規定に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

住宅を建築する者及び住宅の所有者等に対する義務を規定しています。

【解説】

住宅を建築しようとする者及び所有又は管理する者は、推進要綱別紙2及び道条例第23条の規定により策定する指針に定める事項に配慮した必要な措置を講ずるよう定めています。

「犯罪の防止に配慮した構造、設備等」とは、周囲からの見通しの良い構造、来訪者の顔や行動が見える設備、侵入防止のための設備など、第三者から見えやすく、侵入しにくい構造や設備などをいう。

(空地空家の管理)

第18条 現に使用していない土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者は、防犯に配慮した適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

土地所有者等が果たすべき責務を規定しています。

【解説】

土地所有者等は、防犯に配慮した適切な措置を講ずるよう努めることを定めています。

「防犯に配慮した適切な措置」とは、土地所有者等が自ら所有する物件、管理する物件等については、犯罪発生の温床とならないため、塀や柵で囲う措置や、警備員によるパトロール実施を委託する体制の整備などを行うことをいう。

第3節 児童等の安全の確保

(学校等における児童等の安全の確保)

第19条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、学校等の施設内において児童、生徒及び乳幼児(以下「児童等」という。)の安全を確保するため、道条例第14条に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

児童等が平日の昼間のほとんどの時間を過ごす学校等において、児童等を犯罪から守るための施策について規定しています。

【解説】

児童等を犯罪から守るため、道条例第14条の規定に基づき策定する「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」に沿って、必要な措置を講ずるよう定めています。

「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」の具体的な方策（抜粋）

- ① 学校等の安全対策の推進
不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び見直し、教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施等
- ② 不審者の侵入防止対策
出入口の限定及び登下校又は通所時の以外の児童等の出入りする玄関の施錠等の適切な管理、来訪者用の入口及び受付の明示、来訪者に対する声掛け等
- ③ 緊急時に備えた体制の整備
不審者等の情報があった場合の警察等へのパトロールの要請、登下校及び通所の方法の決定、児童等の保護者及び地域住民への連絡等
- ④ 施設・設備等の点検整備
不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器具の点検整備、フェンスや外灯（防犯ライト等）、学校等の施設に窓や出入口の鍵等の点検整備、死角の原因や避難の妨げとなる障害物等の除去等
- ⑤ 地域における関係機関・団体等との連携
学校等における安全の確保に関する推進体制の整備、学校等の内外及び通所、通学等に利用している道路のパトロール、児童等に対する声掛け、不審者を発見した場合の警察や学校等への通報等
- ⑥ 安全教育の充実
不審者侵入に対応した防犯教室や防犯訓練の実施、地域における危険箇所及び「防犯ステーション」等の緊急避難場所の周知等

※ほろのべ防犯ステーション（20箇所）

- ①幌延小学校 ②幌延中学校 ③幌延郵便局 ④幌延町公民館 ⑤幌延町総合体育館
- ⑥幌延町立病院 ⑦消防幌延支署 ⑧JR幌延駅 ⑨Aコープ幌延 ⑩JA幌延給油所
- ⑪Aコープ問寒別 ⑫JA問寒別給油所 ⑬北電幌延電力センター ⑭稚内信金幌延支店
- ⑮幌延石油㈱ ⑯セイコーマートほろのべ店 ⑰タイムリーいとう ⑱問寒別小中学校
- ⑲問寒別郵便局 ⑳問寒別出張所

（学校等における安全対策の推進体制の整備）

第20条 学校等を管理する者は、警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保に関する推進体制を整備するよう努めるものとする。

【趣旨】

学校等における安全対策の推進体制の整備について規定しています。

【解説】

学校等を管理する者は、学校等への不審者の侵入防止と児童等への危害防止、児童等に対する犯罪に遭わないための知識の習得など学校等における児童等の安全確保のため、警察署その他関係機関職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体による推進体制を整備するよう定めています。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第21条 児童等が通所、通学等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民及び関係行政機関は、協働して、道条例第14条の規定に基づき、当該通学路等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

児童等を犯罪から守るため、通学路等における安全確保について規定しています。

【解説】

第1項

通学路等を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民及び関係行政機関は、協働して、道条例第14条に基づき策定する「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」に沿って、当該通学路において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう定めています。

「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」の具体的な方策(抜粋)

① 危機管理意識の高揚

児童等の参加による通学路等の安全点検、通学路等における危険箇所や「防犯ステーション」等の緊急避難場所等を記載した「地域安全マップ」の作成・配布など

② 児童等に対する安全確保の取組

児童等に対する声掛け、通学路等のパトロール、「防犯ステーション」等の緊急避難場所の整備と連携強化など

③ 通学路等の安全点検

通学路等における児童等に対する犯罪の発生が懸念される危険箇所の点検と改善に向けた取り組みの実施

④ 地域における関係機関・団体等との連携

通学路等における安全の確保に関する推進体制の整備、児童等の安全の確保に関する情報の提供・交換を図るためのネットワークの整備

⑤ 安全教育の充実

緊急時の対処方法習得のための防犯教室や防犯訓練の実施、地域における危険箇所及び「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知など

第2項

近年、全国的に幼い児童等が犯罪被害に遭う痛ましい事件が頻発し、児童等を犯罪から守ることが重要な課題となっています。通学路等での安全の確保のための町民による見守り活動の促進などを定めています。

(安全教育等の充実)

第22条 町は、学校等、家庭及び地域社会と協働して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育を充実するとともに、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

【趣旨】

児童等への安全教育の充実について規定しています。

【解説】

児童等が犯罪被害に遭わないために、学校等での行事、活動等において、安全確保のた

めに必要な知識や能力の育成などの教育を行う必要があることから規定したもので、被害に遭わないための教育だけでなく、起こさせない教育に努めることも必要なことから、正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活が営むことができるよう、成長に合わせた教育に努めることを定めています。

第4節 青少年の健全育成

(青少年の健全育成)

第23条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭を築くことによって青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

2 学校及び青少年の育成に携わる関係者は、その職務又は活動を通じて相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

3 町民等は、互いに協力し、文化活動、スポーツ活動その他地域社会における活動を通じて、積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

4 町は、関係行政機関と連携・協力して、青少年を取り巻く良好な環境の整備を図り、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

【趣旨】

青少年が心身ともに健康に成長できるよう、青少年を取り巻く生活環境の整備について規定しています。

【解説】

第1項

家庭における保護者は、青少年を健全に育成することが責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督、保護、教育するよう努めることを定めています。

第2項

学校及び関係者は、相互連携のもと、自主的かつ積極的に青少年の健全育成に努めることを定めています。

第3項

町民等は、あらゆる生活の場において、積極的な対応と指導が青少年の人格形成に大きくかかわることを自覚して、地域社会において相互に連携し、青少年の健全育成に努めることを定めています。

第4項

町は、関係機関等と連携・協力し、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定・実施し、青少年を取り巻く環境の整備に努めることを定めています。

(青少年の有害環境からの保護)

第24条 町等及び関係行政機関は、青少年の健全な成長を妨げるおそれのある社会環境から青少年を保護するよう努めるものとする。

2 町は、青少年の健全な育成に関する各種施策の取り組みによって、有害環境の浄化及び非行防止活動の強化を行うものとする。

【趣旨】

青少年の健全育成のため、有害環境からの保護について規定しています。

【解説】

第1項

青少年が健全に成長できるよう、町等及び関係行政機関は、健全な育成を阻害するさまざまな環境から青少年を保護するよう定めています。

第2項

青少年が犯罪に巻き込まれないよう、インターネットや携帯電話の悪用などを含め、

青少年にとって有害な環境の浄化に努める必要があります。町は、青少年の健全育成のための施策を積極的に取り組み、健やかに成長できる環境を整えるよう定めています。

第3章 推進体制等

(推進体制の整備)

第25条 町は、町民等及び関係行政機関と協働して、安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

【趣旨】

安全で安心なまちづくりを推進するための体制の整備について規定しています。

【解説】

町民等及び関係行政機関の協力を得て、町民レベル及び地域レベルの安全で安心なまちづくりを推進する組織の設置等による体制の整備を行うことを定めています。

(推進協議会の設置)

第26条 前条の規定により、安全で安心なまちづくりを推進する施策等について協議するため、「幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を置く。

- 2 推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 推進協議会の委員は、公募による町民、防犯団体等有識者及び町長が必要と認めるものうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各号に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

前条の規定により設置する推進協議会について規定しています。

【解説】

町が町民等と連携して推進する安全で安心なまちづくりに総合的かつ計画的に取り組む上で必要な事項を審議するため、地方自治法に基づく付属機関として「幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置することを定めています。

この推進協議会は、町民と関係機関で構成され、主に、この条例の目的を達成するために策定される「幌延町安全で安心なまちづくり推進基本計画」の審議や、その他安全で安心なまちづくりに関する町長の諮問に応じて、必要な事項の調査や審議を行い、内容によっては町長に意見を述べます。

(犯罪被害者等への支援)

第27条 町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするために、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

- 2 町民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等に対する支援について規定しています。

【解説】

第1項

犯罪被害者等の再被害に対する不安解消と防止をすること、また、周囲からの不利益又は不快な扱いをされないよう、町は関係機関等と連携して、相談内容に応じ必要な情報の提供等の支援をするよう定めています。

第2項

犯罪被害者等が安心して生活ができるよう、町民全体で温かく支える地域社会の形成を図ることを定めています。

〔法律との関係〕

国においては、平成16年12月8日に犯罪被害者等基本法を定め、犯罪被害者保護の基本理念と国、地方自治体及び国民の責務を定めている。この中で地方公共団体には、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を規定している。

このことから本町では、犯罪被害者等基本法を受け犯罪被害者等の支援を実施するものです。

（財政上の措置）

第28条 町は、安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

安全で安心なまちづくりの推進のため、必要な財政上の措置について規定しています。

【解説】

「財政上の措置」とは、施策の推進のために、必要な予算案の作成及び町議会への提案、町議会による予算の議決、執行部による予算の執行等の一連の行為を指します。この一連の行為において、施策を推進するために町が財政上配慮する旨を定めています。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

条例を施行するに当たっての必要な事項は、町長が規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。